

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書について

1 議定書の概要

(1) 議定書の策定等の経緯

国際的な情勢	我が国における対応状況
1992年6月 「 生物多様性条約 」採択。 1993年12月 " 発効。 「 遺伝子組換え生物等の安全な取り扱い等について定める議定書の必要性等を検討すること 」を規定。	(議定書策定の検討に参加)
2000年1月 「 バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書 」採択。	(国内措置のあり方について検討)
2000年10月～各国において、議定書の締結が進められる。	2003年3月 我が国が議定書を締結するために必要な法律を議定書とともに国会に提出。
2003年6月 議定書の発効に必要な50カ国が締結。 2003年9月 議定書が発効。	2003年6月 法律が成立・公布。
	2003年11月 議定書を締結。施行規則等を公布。 2004年1月 第二種使用等に係る省令・告示を公布。 2004年2月 議定書が我が国に対して発効。 = 法律が施行。

(2) 議定書の主な内容

議定書の目的(第1条)

遺伝子組換え生物等(Living Modified Organism(LMO))の使用による生物多様性への悪影響(人の健康に対する悪影響も考慮したもの)を防止すること

() LMOとは(議定書第3条(g)から(i))

現代のバイオテクノロジー^(注1)の利用によって得られる遺伝素材の新たな組合せを有する生物^(注2)

注1) 自然界における生理学上の生殖又は組換えの障壁を克服する技術であって伝統的な育種及び選抜において用いられない生体外核酸加工技術及び異なる科に属する生物の細胞融合

注2) 遺伝素材を移転し又は複製する能力を有するあらゆる生物学上の存在(不稔性の生物、ウイルス及びウイロイドを含む。)

議定書の適用範囲（第4条・第5条）

生物多様性に悪影響を与える可能性のあるすべての遺伝子組換え生物等の国境を越える移動、通過、取扱い及び利用について適用する。ただし、人のための医薬品の国境を越える移動については適用しない。

主な措置

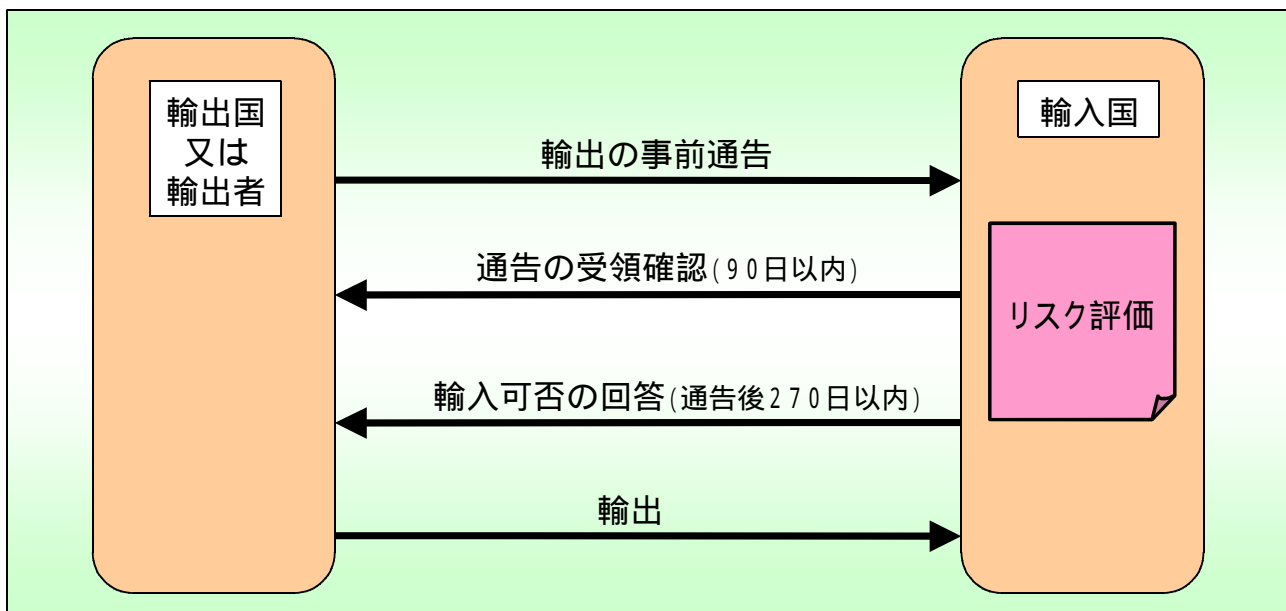
環境中で利用する遺伝子組換え生物等（栽培用の種子など）の最初の輸出者又は輸出国は、輸入国に対して事前に通告。輸入国は、通告による情報を踏まえ、リスク評価を実施し、輸入の可否を決定（事前通告（A I A）手続）。（第7条ほか）

締約国は、最初の輸入に際してのリスク評価の実施を確保するとともに、リスク評価により特定されたリスクを規制し、管理し、制御する制度を確立。（第16条）

締約国は、遺伝子組換え生物等の拡散防止措置の下での利用について基準策定が可能（基準に従って取り扱われる場合にはA I A手続の適用を除外。）。（第6条2）

締約国は、輸出される遺伝子組換え生物等について、安全な取扱い、包装及び輸送並びに必要な情報を表示した文書の添付を義務付け。（第18条）

（参考）A I A手続の流れ



2 議定書締約国一覧

(平成18年9月6日現在、全134の国と地域)

国名 (締結日)	国名 (締結日)	国名 (締結日)
欧州	アジア	大洋州
ブルガリア (00.10.13)	ブータン (02. 8.26)	フィジー (01. 6. 5)
ノルウェー (01. 5.10)	モルジブ (02. 9. 2)	ナウル (01.11.10)
チェコ共和国 (01.10. 8)	インド (03. 1.17)	サモア (02. 5.30)
オランダ (02. 1. 8)	モンゴル国 (03. 7.22)	ニウエ (02. 7. 8)
スペイン (02. 1.16)	北朝鮮 (03. 7.29)	マーシャル諸島 (03. 1.27)
スイス (02. 3.26)	マレーシア (03. 9. 3)	パラオ (03. 6.13)
スウェーデン (02. 8. 8)	カンボジア (03. 9.17)	トンガ (03. 9.18)
ベラルーシ (02. 8.26)	日本 (03.11.21)	キリバス (04. 4.20)
オーストリア (02. 8.27)	ベトナム (04. 1.21)	ソロモン諸島 (04. 7.28)
デンマーク (02. 8.27)	バングラデシュ (04. 2. 5)	ニュージーランド (05. 2.24)
欧州共同体 (02. 8.27)	シリア (04. 4. 1)	パプアニューギニア独立国 (05.10.14)
ルクセンブルグ (02. 8.28)	スリランカ (04. 4.28)	アフリカ
クロアチア (02. 8.29)	ラオス (04. 8. 3)	レソト (01. 9.20)
スロベニア (02.11.20)	インドネシア (04.12. 3)	ウガンダ (01.11.30)
ウクライナ (02.12. 6)	中国 (05. 6. 8)	ケニア (02. 1.24)
モルドバ共和国 (03. 3. 4)	タイ (05.11. 1)	リベリア (02. 2.15)
フランス (03. 4. 7)	南北アメリカ	ジブチ (02. 4. 8)
ルーマニア (03. 6.30)	トリニダード・トバゴ (00.10. 5)	モーリシャス (02. 4.11)
リトアニア (03.11. 7)	ジャマイカ (01. 5.23)	ボツワナ (02. 6.11)
アイルランド (03.11.14)	ボリビア (02. 4.22)	マリ (02. 8.28)
グレートブリテン及び北 部アイルランド 連合王 国 (03.11.19)	パナマ (02. 5. 1)	モザンビーク (02.10.21)
ドイツ (03.11.20)	ベネズエラ (02. 5.13)	チュニジア (03. 1.22)
スロバキア (03.11.24)	メキシコ (02. 8.27)	カメルーン (03. 2.20)
キプロス (03.12. 3)	ニカラグア (02. 8.28)	タザンザニア共和国 (03. 4.24)
ポーランド (03.12.10)	バルバドス (02. 9. 6)	ガーナ (03. 5.30)
ハンガリー (04. 1.13)	キューバ (02. 9.17)	ナイジェリア (03. 7.15)
タジキスタン (04. 2.12)	エクアドル (03. 1.30)	ブルキナファソ (03. 8. 4)
ラトビア (04. 2.13)	コロンビア (03. 5.20)	南アフリカ (03. 8.14)
ベルギー (04. 4.15)	セントビンセントおよび グレナダ諸島 (03. 8.27)	セネガル (03.10. 8)
アルメニア (04. 4.30)	アンティグア・バーブーダ (03. 9.10)	エチオピア (03.10. 9)
ギリシャ (04. 5.21)	エルサルバドル (03. 9.26)	マダガスカル (03.11.24)
エストニア (04. 5.24)	ブラジル (03.11.24)	エジプト (03.12.23)
イタリア (04. 5.24)	バハマ (04. 1.15)	ザンビア (04. 4.27)
フィンランド (04. 7. 9)	グレナダ (04. 2. 5)	セーシェル (04. 5.13)
ポルトガル (04.10.30)	ベリーズ (04. 2.12)	ガンビア (04. 6. 9)
アルバニア (05. 2. 8)	パラグアイ (04. 3.10)	トーゴ (04. 7. 2)
アゼルバイジャン (05. 4. 1)	ペルー (04. 4.14)	ルワンダ (04. 7.22)
マケドニア旧ユー gosラビア共和国 (05. 6.14)	ドミニカ (04. 7.13)	アルジェリア (04. 8. 5)
ゴスラビア共和国 (05.10. 5)	グアテマラ (04.10.28)	ニジェール共和国 (04. 9.30)
キルギス共和国 (06. 2. 8)	セントルシア (05.6.16)	ナミビア (05. 2.10)
	ドミニカ共和国 (06. 6.20)	ジンバブエ (05. 2.25)
中東		ベナン共和国 (05. 3. 2)
オマーン (03. 4.11)		エリトリア (05. 3.10)
トルコ (03.10.24)		コンゴ民主共和国 (05. 3.23)
ヨルダン (03.11.11)		スーダン共和国 (05. 6.13)
イラン(・イスラム 共和国) (03.11.20)		社会主義人民リビ ア・アラブ国 (05. 6.14)
イエメン共和国 (05.12.01)		モーリタニア・イ スラム共和国 (05. 7.22)
		スラム共和国 (05.11. 1)
		カーボヴェルデ (05.11. 1)
		スワジランド王国 (06. 1.13)
		コンゴ共和国 (06. 7.13)

注) 最新の情報は、議定書事務局の

ホームページ (<http://bch.biodiv.org/about/parties.shtml>) を参照。